

LPA の会からのお役立ち情報

乳がんの治療費用と保険のはなし③



第3回 保険との付き合い方

1. 保険は必要な期間、必要な分だけ

保険には生命保険や医療保険、損害保険（自動車保険、火災保険など）とありますが、どんな保険であれ、加入するときの基本は「必要な期間、必要な分だけ」。「必要な期間」とは十分な貯蓄がなく支払いが難しい時期です。生活費を圧迫することなく自分で払えるなら保険に入る必要はありません。「必要な分」は医療保険ならもちろん治療費です。100 万円で済むところに 500 万円もの保障は不要です。そのために払う保険料の負担を忘れてはなりません。

2. 保険商品の種類は「内容と期間」の組み合わせ

世の中に山ほどある保険商品ですが、医療保険に限って言うと、保障内容は大きく①病気とケガに備える（医療保険）②ケガに備える（傷害保険）③がん備える（がん保険）の3種類があります。保障期間は終身型と定期（一定期間）型の2つです。

終身型の場合、保険料は変わりませんが定期型に比べると高くなります。また、最後まで払い続けるものと、ある年齢で払い済みになるものがあります。払い済み型では保険料は高くなりますが高齢期の負担はなくなります。定期型の保険料は一定期間ごとに更新され、年齢が上がるにつれ保険料が上がっていきます。従って若いうちなら払えた保険料も高齢期には負担となることもあります。もちろん期間が過ぎれば保障はなくなります。

3. 高齢期の保障は貯蓄をメインに

高齢期の保険は保障が小さく保険料は高いものです。長い人生を考えた場合、高齢期の保障は貯蓄で備えることも視野に入れておきましょう。若いうちは保険料も少ないのでしっかり貯蓄をしておき、高齢期には貯蓄で備えるのが理想です。そうは言ってもそれほど貯蓄のない場合もありますから、その時は保険も使いましょう。ただし高齢期、特に後期高齢者（75 歳以上）になると、高額療養費の負担限度額も小さくなりますから、それほど大きい保障は必要ありません。「歳を取ると病気になりやすくお金がかかる」のは本当ですが、具体的にどれくらいかかるのかを知れば、むやみに高い保険に入るのは無駄ということが分かります。貯蓄でまかなえるのか、足りない時は保険に頼るのか、それとも保険料を払う代わりに自分で積み立てるのか、具体的に考えてみてください。私のモットーは「貯蓄は万能の保険である」です。

コープな話し

国際協同組合年（IYC）について⑤

協同組合の定義とは（続き）

「開かれている」ということに関する2つ目の条件は「組合員としての義務と責任を受け入れる意思がある」ということです。加入しようとする人が、議決権の行使、会議への参加、協同組合のサービスの利用、出資金の拠出など、組合員として果たすべき義務や責任を受け入れる意思を持つことが必要です。

この「開かれている」という原則には、協同組合がもたらす利益を自分たちだけで独り占めせず、より多くの人に広げていく、という考えがあります。

協同組合原則の第2原則では、組合員が協同組合を民主的に管理することを確認し、組合員が政策立案や意思決定に積極的に参加することの必要性を述べています。

【二人票】

株式会社議決権が出資額に基づく「株一票」を基本とするのに対して、協同組合では、組合員は出資額の多寡にかかわらず平等の議決権（一人票）を持ちます。これは、人と人との結合体である協同組合の、株式会社との根本的な違いであり、一人一人が人として同じように尊重されるという、協同組合の基本的な考え方を体現しています。このことは、協同組合の「定義」でも「民主的に管理する事業体」として規定され、また、「価値」においても「民主主義」「平等」として規定されており、声明のなかで繰り返し強調されていることがわかります。

協同組合が大きくなると、総会や総代会で運営の基本方針を決め、日常の運営を代表として選出された役員が行なうようになりませんが、協同組合はあくまで組合員のものであり、役員は、特定の組合員の利害ではなく「すべての組合員に対して」責任を負います。

【議論・参画】

組合員は、役員選出や総会・総代会での議論、議決に参加するだけでなく、生産部会や集落組織、青年・女性組織、各種委員会、コープ会などの組合員組織や懇談会などに積極的に参加し、話し合い、自分たちの意見を組合運営に反映させていくことが重要です。役職員の側も運営に関わる情報を組合員に公開し、協同組合の理念を伝え、組合員の議論の場や参画の機会を設けていくことが重要です。民主的運営は形をつくらなければならない、それを大切なものと考え実現しようとする組合員と役職員の日々の努力のなかで実現するものだと言えます。

なお、民主的な意思決定のため、単位協同組合では組合員が一人票の議決権を持ちますが、連合会においては、会員である協同組合の組合員数の違いを考慮した議決権配分を行うなど、組合員を基礎とする民主的な方法がとられる必要があります。そのこともこの原則では規定されています。



Q&A 拡大版

「くらしと生協」の商品を頼んだら、品切れのハガキが届きました。注文受付期間が長い商品に関しては、品切れになった時点で、事前にカタログに記載して頂く事は可能でしょうか？

「品切れになった時点で事前にカタログに記載してほしい」とのご意見につきまして回答させていただきます。

「くらしと生協」では、全国の生協組合員様に6〜8週間かけてカタログを配布いたしますが、カタログの作成スケジュール上、一番初めにお届けする生協様の展開開始5〜6カ月前には掲載商品が決定しており、2カ月前にはカタログの印刷を待つのみという段階まで進行しております。

そのため、カタログ配布途中で在庫切れが判明した場合でも、カタログ誌面にその情報を追加表示することが間に合わない状態になっております。

また商品確保の点でも、お品切れになった商品が後日在庫調達が整い、再びご注文を承る事が出来るようになる場合も多く、最新の在庫状況を都度ご案内差し上げる事が非常に難しい状態です。もとより、事前確保

数の見通しが不十分であったことが原因であり、管理力量の未熟さによるものと反省しております。

組合員様のお申し出を真摯に受け止め、今後、商品の販売計画数の設定にあたりましては、カタログ誌面での打ち出し方を吟味した上で、市販の売れ筋情報や流行性などを十分把握し、販売計画数の精度向上に努めます。短期間での追加調達が可能となるように、製品や資材の事前準備について取引先との商談を重ねます。

なお「くらしと生協」では、ご注文専用無料ダイヤル【0120-09-8282】、もしくは「くらしと生協」WEBサイトからご注文いただけます。と、事前に在庫数の確認ができます。ぜひご利用ください。今後もお気づきの点がございましたらお声をお寄せください。コープ東北商品本部

「くらしと生協」と「スクロール」は商品の在庫状況確認・注文を電話、WEBサイトからすることができます。

「くらしと生協」

ご注文専用無料ダイヤル
【0120-09-8282】

「くらしと生協」WEB サイト
<https://www.e-kurashi.coop/shop/top/index.html>



▲「くらしと生協」WEBサイト

「スクロール」

スクロールコールセンター
【0120-127-610】

「スクロール」WEB サイト
<https://www.scroll-fan.com/>



▲「スクロール」WEBサイト

※「くらしと生協」・「スクロール」とともに、コープアプリやコープの宅配注文サイトからもアクセスできます。